

英国における女性参政権運動の高揚について

本間 ひろみ

はじめに

英国における女性参政権運動が本格的に始まったのは、経済学者にして哲学者でもあるJ・S・ミルの提出した女性参政権の修正案「第二改革法令」(The Second Reform Act)が国会で否決された、一八六七年ということで大方の総意が得られている。^①フェミニストの間では、それ以前から女性参政権についての議論が行われてきたが、ミルは参政権を持たない彼女たちの代理として積極的な運動を展開したのである。^②彼は著書『女性の従属』(1869年)の中で、本来男と女は平等であると主張し、男女間における唯一最大の差異とは、家庭及び学校における教育の違いであり、それが能力に違いがあるように見える要因であるとしている。さらには、天性の女性らしさと呼ばれているような物は、全くの人為的産物であるとしており、女性の仕事、教育、財産及び参政権等の平等な権利についても、労働者階級の運動によつて獲得されるべきであるというように、当時としては画期的な意見を述べている。^③

二〇世紀初頭になると、都市部における女性参政権運動は、世代や階級を超えた発展を見せ、例えば一九〇二年のヨ―

ク州においては、三千人の女性織物労働者が参政権獲得の為の嘆願書に署名したとの記録がある。しかしながらH・C・G・マシューは、数多くの女性参政権拡張論者組織の中でも、パンクハースト親子率いる女性の社会と政治的な連合(WSPU : The Women's Social and Political Union) の、相手の「意表を突く」やり方は特筆すべきであると述べている⁽⁴⁾。WSPUは、一九〇三年に活動的な社会主義者であったパンクハースト夫人(1858-1928)と長女のクリスタベル、そしてマンチェスターの独立労働党(ILP : The Independent Labor Party) によって設立された組織である。パンクハースト夫人やWSPUの活動内容の詳細については後述するが、今日では英国における女性参政権運動を成功へと導いた代表的な指導者であると評されている。

ヴィクトリア朝から続くエドワード朝の社会通念では、男女の性別役割分業は明確化されており、男性のあるべき場所は公的領域 (public sphere)、女性のあるべき場所は私的領域 (private sphere) にあるとされていた。女性の役割とは常に受け身であることとされ、父親の管理下に置かれた未婚女性の貞操は厳格に守られていた。既婚女性は、妻としての貞節と忠順、そして家庭内という限られた私的空間の中で、夫や子供たちの世話に自己実現を見出すように求められ、自分の考えを公表する女性は売春婦とみなされ軽蔑された。

このような状況下において、WSPUの政治活動に身を投じたメンバーの活動は次第に闘争的な性格を増していき、団結して市民権を要求するという行為により、女性に対する社会通念を変えていったのである⁽⁵⁾。

本稿では、一九〇三年から一九一四年までのWSPUの政治活動及びその組織の闘争性に焦点を置いて、メンバーの女性達が参政権の意義をどのように認識していたのかを考察したいと思う。

パンクハースト夫人とWSPU

一九世紀終わり頃の英国女性は、法律や政策の立案過程から除外されていたばかりか、何の経済的力も持っていなかった。結婚を機に、自身の財産と収入に対する所有権を失った女性たちは、夫の所有物とみなされ、彼女達の法的権利も厳密に制限されていた。

性別によつて社会的な活動の場を区分する前述のような考え方は、当時のキリスト教的解釈に由来、性道德のダブルスタンダード（二重基準）という現象を生じさせた。

女性こそは天性の道德の守護者であると信じ込んでいた人々が、男性と女性の生物学的な差異を強調することにより、男女の領域といったイデオロギーを正当化しようとするこのような意見に対し、フェミニストたちは、男性が女性を下位に置くことを合法化する意図で宗教を曲解しているとして非難したのである。⁷⁾

私は二つの性を区別化する考え方に反対する。今や、人類の発達においては性別の差異はさほど重要ではないという結論に達しているにも関わらず、未だにそれを過大視する傾向にある。まず、私たちは人間であり、しかる後に、男であり女であるのだ。⁸⁾

パンクハースト夫人は、この男女の領域という価値体系において、女性は二つの階級に分けられたと述べている。上位階級に分類されたのは既婚女性である。彼女たちに課せられた最も重要な役割は嫡出子を産み育てることにあつたが、親権は父親に帰属しており、母親が親権を持つことはまず有り得なかつた。下位階級に分類されたのは、男性に

肉体的満足を与えた売春婦である。一見したところ両者間に共通点は見受けられないように思われるが、男性から見れば性的な機能を二つの領域に分けたに過ぎず、その差異こそが女性を二つの階級に分化させた最大の要因だったのである。この二つの階級に属さなかった女性たちは、俗に「余分の」(superfluous)と呼ばれた。男性たちにとっていかなる性的役割も果たさなかったもので、存在価値すらなかったということであろうか。

パンクハースト夫人の主張が正しかったとすれば、エドワード時代の英国男性は性的機能という尺度でのみ女性の価値を図っていたと言える。当時の社会的背景及び男女の関係を考える場合、この点を十分考慮に入れる必要がある。一家の主(Bread winner)としての地位と、妻の財産や収入に対する法的な所有権を獲得した男性は、その経済力を盾に家庭でも公の場でも好き放題に振舞うことが可能であった。例えば、夫から妻への暴力行為があったとしても、警察が私的な領域で起こった事件に介入することは出来なかった。さらに、多くの夫が何ら恥じ入ることなく売春婦と性的関係を結んで性病を蔓延させ、挙句の果てその妻たちが感染に苦しむ羽目に陥った。また多くの女性が夫の不道德な性的行動と暴力行為の犠牲者になっても、国家が彼女たちを顧みることはなかったのである。

家父長制度を基にして強固に構築された社会で暮らす女性たちは、参政権が必要であると痛感していた。そのような時期に、カリスマ的な指導力を持つ女性が現われたのである。

後にパンクハースト夫人となったエメリン・グールデンは、一八五八年、マンチェスターの中産階級の家庭に生まれ、十三歳から四年間、父親の意向に従いパリの寄宿学校(the Ecole Normale)で教育を受けた。彼女が帰郷した一八七八年には、中東における政府の帝国主義への反体制運動が国内で活発化しており、その指導者は、当時三十九歳の法廷弁護士リチャード・パンクハースト(Dr. R. Pankhurst: 1839—1898 [別添1参照])であった。彼はまた、労働組合主義の改革者、自由思想家、共和黨員、女性参政権の支持者としての肩書きも併せ持ち、さらには一八七〇年と一八八

二年英国初の婦人参政権起訴状、既婚女性の財産に関する法令（未婚既婚に関わらず、自己の収入或いは財産を保持する権利を許可する）の草起者でもあった。¹¹⁾

一八七九年、エメリンは男女平等等を促進するために共に活動したりチャードと結婚し、パンクハースト夫人〔別添Ⅱ参照〕となった。両者の間にもうけられた子供、長女のクリスタベル（1880—1958）と次女のシルビア（1882—1960）は共に母親の信念を強く支持した〔別添Ⅲ参照〕。やがて夫人は一八八九年、女性参政権同盟（WFL: The Women's Franchise League）の設立者の一人となり、一八九四年には、地方選挙における既婚女性の投票権についての法案を議会で通過させることに成功した。

一八九八年、最愛の夫、リチャードと死別し、悲しみに打ちひしがれた夫人は、一時的に一切の政治活動から退いたが、五年後の一九〇三年、夫人とクリスタベル親子はマンチェスターの独立労働党と共に、「女性に参政権を」をモットーにした実行団体 WSPU を設立したのである。¹²⁾

WSPU で指導的な立場にあったメンバーのほとんどが、中産階級の女性達〔別添Ⅳ参照〕であったが、設立当初には労働者階級の人々が多く住む地域での屋外集会に力を入れ、女性が参政権を得ることによってもたらされるであろうさまざまな可能性について力説した。パンクハースト夫人の主張は階級を超えた多くの女性の賛同を得、多数の労働者階級の女性もボランティアアとして会合に参加するようになっていった。自らの力で心身の健康を守ろうという一点において女性たちは団結したのである。家父長的な社会の中で苦しんできた女性たちにとって、パンクハースト夫人は暗闇の中の一条の光と映ったのかもしれない〔別添Ⅴ参照〕。¹³⁾

闘争性の表れ

ところが一九〇五年ごろになると、それまで盛んに掲載されていた婦人参政権運動関連の新聞記事はめっきり減少し、婦人参政権運動支持者の手による書籍の出版も拒否されることが多くなった。参政権獲得のためにさらに世間の注目を集める方法が必要であると判断したWSPU上層部は、長年にわたる穏健的な活動から脱却し、政治的政策の一環として「闘争性」(Militancy)の採択を決定した。

当時の状況が、「まさに女性解放運動の開花期のようであった」と評されているように、遅々として進まない婦人参政権運動を憂慮していた活動家は、この新しい方策の出現を熱狂的に歓迎したのである。¹⁴⁾

一九〇五年十月十三日、クリスタベルとA・ケニー(労働者階級のWSPUメンバー「別添VI参照」)は、政府閣僚の一人であるE・グレイ卿の出席するロンドンでの会議に於て、彼の演説中に「自由党に女性参政権を与える意志はあるのか!」と叫び続け演説を妨害した。退場勧告を拒絶して抗う彼女たちは、同会場で「蹴られ、唾を吐かれた」として警察官に告訴され、暴行罪で5シリングの罰金刑を宣告されたが、判決に従わなかったため収監された。参政権を獲得する目的で、女性が暴力を行使したのは英国史上これが初めてであり、この出来事は英国国民に少なからぬ衝撃を与えた。この事件以来、WSPUのメンバーは、日刊新聞「The Daily Mail」が命名した「アグレッシヴな」婦人参政権論者(Suffragettes)と呼ばれ、その知名度を高めていったのである。¹⁵⁾

一九〇六年、C・バーナーマンの率いる自由党が与党の座に就くと、パンクハースト夫人はWSPUの活動拠点をロンドンに移すなど、女性参政権獲得の最大の障害であるとみなした自由党に抗うように組織を編成し、その活動も世間の注目を集めるようになっていった。¹⁶⁾

一九〇七年、パンクハースト夫人とクリスタベルは主張の相違からILPを辞任した。同年WSPUの支部数は三千、教師、女子店員、事務員、お針子や織物労働者なども参加する大規模な組織に成長していた。機関紙「女性に参政権を」(Votes for Women)の売上は週四万部に達し、その会合にはロイヤル・アルバートホールを満員にするほどの人々が詰めかけ、ハイドパーク(同公園には誰でも自由に演説出来るSpeaker's Cornerがある)でのデモ行進には二十五万人もの参加者を集めるほどの盛り上がりを見せていた。¹⁷⁾

一九〇八年十月十三日、大規模なデモ行進のあと、下院突入を試みたWSPUメンバーが、警察官との激しい揉み合いになり、二十四人が逮捕されるという事件があり、パンクハースト夫人も逮捕者の一人として懲役三ヶ月の判決を受けた。ちなみに、夫人の逮捕回数はこの一年間だけでも三回を数える。

一九〇九年七月には芸術家であり作家でもあったM・W・ダンロップ夫人が、一ヶ月間の禁固刑を宣告されたが、刑務所当局は裁判所の「婦人参政権論者は政治犯である」との判断に反し、刑事犯として投獄した。彼女は、より公正な裁きと政治犯としての特権を求めたが、却下されたと知るや、刑務所内での処遇に異議を申し立て「生か死を」をモットーにして食事を拒絶した。もし夫人が刑務所で死亡するような事態になれば、殉教者として英雄視されることを危惧した当局側は、ハンガーストライキ開始から九十時間後には身柄の釈放を決定した。

五十歳を過ぎたパンクハースト夫人もまた、十八ヶ月間に十回のハンガーストライキを行ったという記録によって裏付けられるように、一九〇九年七月五日以降、ハンガーストライキは政府に抗するという意味で最も有効な武器であると理解され、場所や時を異にして投獄された同士の間にも広まっていったのである。¹⁸⁾

一九〇九年以降、WSPUのメンバーは、内務省、陸軍省(現在の国防省)、財務省、商工会議所、そして自由主義クラブなど、主に政府機関の建物への投石を開始し、ウエストエンド(ロンドン中央部の主要な劇場、商店などのある地区)の数多くの高級店の窓も割られた。婦人参政権論者が暴力行為の実行者になった瞬間とも言える。¹⁹⁾

一九一〇年七月には女性参政権についての「第二読会」(第三読会後に勅裁を得て法律となる)での調停議案が可決されていたにも関わらず、五ヵ月後の十一月一二日になってから年内の下院での討議は時間的に不可能であると発表された。欺かれたと感じたWSPU上層部は、十一月十八日、国王が開院式を行なう当日、バンクハースト夫人を先頭にデモ行進を行なった。デモ隊を押し戻そうとする警官隊が、前代未聞の肉体的、性的な暴行を加えたこの出来事は、後に「受苦日」(Black Friday)として知られるようになった。

一九一一年、H・H・アスキュイス首相から、「有産女性に参政権を与える」という約束を取り付け、部分的な勝利を手中に納めたかに見えたが、その議案も翌年の新王の戴冠式後に反故にされた。²⁰⁾

一九一二年に女性参政権が拒絶されて以降、WSPUの活動家は、放火、郵便ポストへの薬品注入、公立美術館に展示中の絵画の切り裂き、ゴルフコースの破壊、教会への爆弾投げ入れなど、より過激な行動に出るようになった。このような活動が新聞紙面を賑わし、人々は彼女達の「女性らしくない(unladylike)振る舞い」に驚愕した。²¹⁾

婦人参政権論者は中産階級に属する人々であったとするC・ローバーは、闘争性の第二段階の考察において次のように述べている。

活動の初期段階においては、偶発的に誰かを傷つけることを回避すべきとの配慮から、投石する石は紙に包まれており、遠くまで投げられるようにと紐が結びつけられていることもあった。中産階級の英国女性がそのような行為を取ったことを想像するのは誰にとっても困難である。²²⁾

WSPUはこれらの苦い経験から、置かれている社会や法制度は、男性の権益のために堅牢に組織されていることをあらためて思い知らされ、目的達成のためには非合法的な暴力行為をも辞さない過激派組織に変貌せざるを得なかった。

闘争的な活動はWSPUに対する悪評を高め、女性参政権の支持者をも遠ざけてしまった。そればかりか、闘争に反対を表明したメンバーさえも組織から排除されるか、あるいは自主的に去っていった。考えようによっては、政府の術中に陥ったとも言えるこの方針には、実際多くのWSPUメンバーが不満を感じていたのである。²³⁾

一方、WSPUの暴力行為を効果的に抑止できなかった、政府自由党に対する世論の非難が高まると、当局側は、WSPUの機関紙「女性に参政権を」に対する検閲を開始し、その経済支援者を窮地に陥らせるなどの対抗措置を取り圧力を加えていった。²⁴⁾

出投獄を繰り返す母の代理として組織の指揮をしていたクリスタベルは、政府側が態度を硬化させると、いっそう過激な行為を布告した。²⁵⁾ 一九一三年、女性参政権に反対する政治家二名の自宅と大蔵大臣L・ジョージの建設中の別荘の放火事件により、重罪(殺人、放火、強盗など)への煽動罪で逮捕されたパンクハースト夫人に三年間の懲役刑が宣告された。それを機にWSPU側の行動も過激さを増し、クリケット場に付属する建物、競馬場の観覧席、さらにはゴルフ場のクラブハウス等にも放火が行なわれた。

このようにして、WSPUのメンバーによる公的、私的な建物の破壊行為は激化する一方であったが、逮捕された活動家たちは、囚われる度にハンガーストライキで釈放を勝ち取っていたのである。

服役中にも関わらずハンストによって釈放されていく活動家を苦々しく思っていた刑務所当局は、一九〇九年から一九一四年の五年間、「強制給食」(Forcible Feeding)という非常手段の導入で応じた。²⁶⁾ 強制給食とは、複数の婦人看守によって椅子やベッドに押さえつけられた囚人に対し、管を用いて、口か鼻から食物を挿入する行為であり、医師の手によって行われたにも関わらず、現在では拷問の手法の一つとして認識されている残虐行為である。一九〇九年九月、メアリ・リー(一八八五年生まれの労働者階級の女性)は、バーミンガムのウィンソン・グリーン刑務所で女性参政権論者初の強制給食の犠牲者となった。

WSPUは、この強制給食に関わった内務大臣、当該刑務所の所長および医師に対する訴訟手続きを開始すると共に、訴訟活動に必要な資金調達のため、「メアリ・リー弁護基金」(Mary Leigh Defense Fund) を創設。募金活動開始と共に、性別、階級にかかわらず多くの人々からの募金が集まった。²⁷⁾

一九一二年九月二十九日、内務大臣グラッドストーンは、下院に強制給食導入の決定を通知し、その正当性について演説を行なった。しかしながら、強制給食の実行については、医師、ジャーナリスト、政治家を含む様々な分野の専門家、さらには婦人参政権運動の反対者からさえも異議が申し立てられたのである。グラッドストンの声明には数百人の医師が怒りを表明し、そのうち強制給食の危険性を強調した一六人が首相に即時禁止を求める請願書を提出した。また、著名な自由主義者でありジャーナリストのネヴィンソンとブライルズフォードの両名も、編集者に対する刑務所の対応に抗議してデイリーニュース社を辞職した。

さらには議会ではヒーリー下院議員がアスキュイス首相を次のように非難した。

強制給食の実行は英国で最も恥ずべき出来事である。貴方は、潔白な女性たちを拷問にかけた、あるいは発狂させてから釈放した男性として、英国の歴史に汚名を残すことになるでしょう。彼女たちは道義をわきまえない貴方に、身を挺して道義を見せているのです。恥を知りなさい。²⁸⁾

このように、婦人参政権論者への非人道的な対応に対する矢のような非難を受けても、政府には何の変化も見られなかった。

WSPUは、強制給食の導入は人命尊重に基づくとする政府見解の矛盾点について、具体的な例証を挙げて反論した。一九〇九年、上院議員を兄に持つC・リットン婦人(Lady Constance Lytton)は、ニューキャッスル(イングリ

（下北部の港市）の会議に向かうL・ジョージの馬車に投石を行ない、十三人のWSPUメンバーと共に逮捕された。収監後、彼女は同士と共にハンガーストライキを行ったが、ブライルズフォード夫人（前述のジャーナリストの妻）と共に、強制給食を施されることなく釈放された。この件についてWSPUが事情説明を求めると、当局側は「リットン婦人の心臓に配慮しての釈放であった」と釈明した。しかし、後に彼女が貧しいお針子に変装して収監された時には、健康診断もなく強制給食が行われ、身元が判明した途端に釈放されたのであった。²⁸⁾

強制給食はハンスト中の女性の生命を救うために行われた医療行為の一環であるとする政府の主張は、リットンの勇氣ある行動と告発によって覆されたのである。強制給食はまた、特にブラックカントリー（イングランド中部のバミングラムを中心とする大工業地帯）に点在する刑務所で行われており、労働者階級の活動家に対する差別的証明とも考えられる。

人道にもとるとされる強制給食の残酷性を当局が認識していないはずはなく、そのような蛮行が人命救助の名の下に、無防備な女性達に対して行われた事実には驚きを禁じえない。

当局側の意図は、恐怖感を伴う手法を用いて権力を誇示し、活動家の肉体と精神に徹底的な弾圧を加え、参政権獲得への意欲を粉碎すること、さらには、自分たちの権力下にある無力な女性たちを拷問にかけることで、婦人参政権論者に対する欲求不満を解消していたとは考えられないだろうか。

一九〇六年から一九一四年の八年間に投獄された婦人参政権論者は、ホロウェイ刑務所（一八五二年にロンドンの都市感化院として建設された）だけでも、千人以上に上るとされている。投獄された彼女たちが刑務所内で目の当たりにしたのは、貧困ゆえに投獄された労働者階級の女性や、刑務所内で我が子を亡くした若い母親らであった。²⁹⁾

政府は権力を行使して「余分の」(superfluous) 女性たちを投獄していたのであるが、社会的、経済的弱者である労働者階級の女性たちも見捨てていた。当時は労働者階級の女性達に興味を示す者は皆無だったのである。WSPUのメン

バーの刑務所内での経験が、報道価値のある記事として取り上げられたのは、彼女たちが犯罪者として投獄された中産階級初の女性であったがゆえであった。皮肉にも、婦人参政権論者の投獄により虐げられた女性たちの存在が浮き彫りとなったといえる。

一九一三年四月、強制給食に対する世論の高まりに苦慮した政府自由党は、後に、「猫とネズミ法令」(Cat and Mouse Act)の呼称で知られる、「病身囚人を一時的に釈放する法令」(The Prisoner's Temporary Discharge of Ill Health Act)を通過させた³¹。名目上は囚人の健康状態に配慮して採択されたこの法令であったが、実際には参政権論者の収監を念頭に置いて策定されたのであった。この法令により、ハンストで健康を損なった囚人は一時釈放されるが、健康を回復すると再逮捕、再収監されることとなった³²。ハンスト中だったクリスタベルも健康回復のために釈放されたが、健康を取り戻すや即刻再収監され、再びハンストを行なった³³。こうして、逮捕、ハンスト、釈放、そして健康回復というサイクルに耐え忍んできた多くの女性たちが、繰り返して全ての過程を経験することとなった³⁴。

M・リーの親しい友人でもあったE・デイヴィソン(中産階級のWSPUメンバー)は、出所から数日後にリットンらと共にL・ジョージの馬車に投石を行なったが、その石は彼女の好きな「暴君への反乱は神への忠順である」という言葉の書かれた紙に包まれていた。かくして逮捕され一ヶ月間の有罪判決を受けた彼女は、マンチェスターのストレンジウェイ刑務所に収監された。強制給食を避けようと独房内の家具で扉を塞いだデイヴィソンに対し、刑務官は、梯子に昇り鉄格子越しにホースで水を注入させたのである。彼女は決死の覚悟で抵抗したが、房内が滴水する前にその扉は取り壊されてしまった。

この事件が万人周知の事実となつて後、彼女への処遇は不当であるということと世論の見解が一致し、下院では労働党党首J・ハーディーが刑務当局の対応を非難した。この事件について法的措置が取られた結果、一九一〇年一月十九日、原告の主張を認めたパリー判事は当局側に四十シリングの損害賠償を命じた。世論の追い風を受け勝訴したデイヴィ

ソンの闘争行為はエスカレートし、一九一二年十二月には、郵便ポストに放火して逮捕された。六ヶ月間の服役中に二度のハンストを行ない、もはや殉教者が出ない限り女性の参政権獲得は有り得ないと確信した彼女は、婦人参政権運動への注意を喚起すべく、鉄階段から三十フィート（約9・14m）下方の金網に飛び下りるといふ自殺未遂事件を起こし背骨に重傷を負った。

健康を回復した彼女は信念を貫くべく、今度は最大限に注目を集める計画立案に着手し、自ら実行に移したのである。一九一三年六月の「ダービー」（競馬の盛んな英国で最も重要なレースとされている）の日、ジョージ五世の所有馬アンマーの馬鞍をつかもうと試みてコース上に飛び出し、馬に蹴られ頭蓋骨を挫傷、意識を回復することなく息を引き取ったのである。多くの婦人参政権論者がハンガーストライキという行為で自らの生命を危険にさらしたが、自ら計画的に生命を危険にさらしたのは、唯一、E・デイヴィソンだけであった。残念ながら、彼女が切望したような衝撃が一般大衆に伝わることはなく、むしろ精神を病んだ狂信的な婦人参政権論者として非難された。大衆の憂慮はむしろ、王の愛馬とジョッキーマンの健康状態にあったのである。

一九一四年の夏までには、公共施設損壊の罪で投獄された婦人参政権論者数は総計で千人以上に達していた。現実には、WSPUの指導的メンバーの大半が、投獄中か、健康を害していたか、あるいは国外追放等の憂き目に会っており、暴力行為の実行メンバーはごく少数だったのである。³⁶⁾

公共や民間の財産、あるいは個々の政治家への攻撃を強めたことは、構成メンバーに対する偏見と当局側の容赦のない弾圧を誘因することとなり、ついには死さえ伴うほどの困難を負わせる結果となったのである。WSPUはその公式見解で、参政権運動獲得の一環である暴力的な抵抗で所有物を毀損しても、決して人は傷つけないと主張してきたが、皮肉にも自らの肉体を傷つけることによってその自説を曲げてしまったとも言える。

おわりに

一九一四年八月四日、英国がドイツに宣戦布告するや、WSPU指導部はそれまで敵対関係あった政府との交渉を開始、わずか六日後の八月十日には、WSPUは攻撃的活動の終結と戦時労働への貢献を約束、その見返りとして、政府側は服役中の全婦人参政権論者の釈放を発表した。³⁶⁾

国家存続の脅威に直面し、戦争を支えるための努力こそが愛国者としての義務であると思決定したWSPU上層部は、政府からの助成金二千ポンドを受け取るとロンドン市内でのデモ行進を組織した。その参加者は次のようなスローガンが書かれた横断幕を掲げながらデモに参加したのである。

私達は国に奉仕する権利を求める

男は闘いなさい、そして女は闘いなさい

何人をもカイゼル（ウィルヘルム二世）の足にさせてはならない

パンクハースト夫人が、三万人の参加者を集めた会合の席上、伝統的に男性優位だった職種への女性の進出を促進させるようにと労働組合に呼び掛けて以後、多くの女性が病院、軍需工場、土木現場等様々な職域への進出を果たし、出兵した男性の銃後の守りを務めることとなったのである。³⁷⁾

他方、反戦論者であった次女のシルビアは、反戦を掲げる女性の国際同盟（The Anti-War Women's International League）に加わり、「男の仕事」とされてきた仕事に従事するようになったイーストエンド（ロンドン東部にある、比

較的下層の労働者が多く住む商業地区)の女性たちが、同僚の男性と均等な賃金を確保出来るようにと奔走した。彼女は、母親と姉と袂を分かちてまでも、イーストエンドで集団抗議デモを行なうという旧来の方法を固持したのであった。

一九一五年十月、愛国主義者へと豹変したパンクハースト夫人とクリスタベルは、WSPUの機関紙名を「婦人参政権論者」(Suffragettes)から「ブリタニア」(Great Britainの女性擬人的名称)に、そのモットーを「女性に参政権を」から「王、国家、自由」(King, Country, Freedom)へと変改した³³⁾。

戦争により国力の弱体化を余儀なくされた政府は、一九一八年の「代議員選出法令」(The Representation of the People Act)の決議により、世帯主の妻、土地か家屋の占有者の妻、あるいは英国の大学の卒業生である三十歳以上の女性に選挙権を付与した。

同年以降、戦争努力に対する女性の協力の必要性と、ボルシェビキ思想の弊害について講義するためにアメリカとカナダ国内を遊説したパンクハースト夫人は、一九二二年一月にはカナダの市民権も獲得することとなった³⁴⁾。

その後、一九二六年にクリスタベルと共に帰国した夫人は、女性の権利運動の指導者として熱烈な歓迎を受け、次期総選挙(一九二九年)には、保守党候補者としての立候補を要請されるに至った³⁵⁾。

彼女の名声の高まりと比例するように、英国社会における女性の参政権運動はさらなる広がりを見せ、一九二八年三月、政府の「代議員選出(男女同権)法案」(Representation of the People (Equal Franchise) Bill)の可決により、さらに五百二十二万九千九百二人の女性が男性と同等に二十一歳での参政権を与えられた³⁶⁾。

それからわずか数ヶ月後の六月十四日、パンクハースト夫人は、英国の全成人女性に投票権が認められたのを見届けようにして波乱万丈の人生を終えた³⁷⁾。

A・ローゼンが、WSPUは本質的には中産階級の組織であったと指摘しているように、一九〇七年のILPとの別離以降、中産階級偏重の組織に移行していったという指摘は多い³⁸⁾。さらにO・バンクスは、エドワード時代の英国のフェミ

ニズムは道徳と社会改革に女性らしい関わりを奨励したキリスト教の福音主義派に根ざす「生得の純潔の、または天賦の道徳的な優越」といった概念⁴⁵をも包含していたと語っている。

女性参政権の要求とは、性別による道徳のダブルスタンダード⁴⁶宗教的「悪徳」であるとの確信に源を発している。その宗教観念の犠牲者となり正式な市民ともなりえない女性たちは、生命や生活を守るために「選挙権」という武器を必要とした。女性参政権運動の最重要課題は、男性の道徳観を変えることにあり、大規模な道徳運動であったとも言えよう⁴⁷。

この当時のWSPUの過激な活動は、今日の英国国民の記憶にも新しい⁴⁸。残念なのは、当時の多くの女性がその権利の行使について、無知か冷淡であったという事実である。パンクハースト夫人や他の女性たちは、今日の女性たちに、法の下での男女の平等を確実なものとしてくれた。民主主義社会では選挙権の獲得は当然と考えるかもしれないが、英国女性が政治参加を果たすまでには、四世代にもわたる苦しい戦いが必要だったという事実を忘れてはならない⁴⁹。



[別途 I]



[別途 II]



[別途Ⅲ]



[別途Ⅳ]



[別途Ⅵ]



[別途Ⅴ]

参考文献

- (一) Holton, S.S. 1995: "Women and the vote" in Purvis, J.(ed.), *Women's History: Britain 1850-1945*, UCL Press, London, p.277.
- (二) Lewis, J. 1987: *Before the vote was won: arguments for and against women's suffrage 1864-1896*, Routledge and Kegan Paul, London, p.1.
- (三) Watkins, S.A. 1999: "First Generation: The Ladies of Langham Place" in *INTRODUCING Feminism*, Appinganesi, R.(ed.), Icon Books Ltd., Cambridge, p.61.
- (四) Mathew, H.C.G. 1984: "The Liberal Age (1851-1914)" in Morgan, K.O.(ed.), *The Oxford Popular History of Britain*, Oxford University Press, Oxford, p.577.
- (五) Kent, S.K. 1990: *Sex and Suffrage in Britain 1860-1914*, Routledge, London, p.200.
- (六) 前掲 Holton, S.S. : "Women and the vote" in Purvis, J.(eds.), *Women's History: Britain 1850-1945*, pp.278-80.
- (七) 前掲 Kent, S.K. : *Sex and Suffrage in Britain 1860-1914*, p.185.
- (八) 前掲 Kent, S.K. : *Sex and Suffrage in Britain 1860-1914*, pp.204-6.
- (九) Hudson, P. 1995: "Women and industrialization" in Purvis, J.(ed.), *Women's History: Britain 1850-1945*, UCL Press, London, p.24.
- (十) 前掲 Kent, S.K.: *Sex and Suffrage in Britain 1860-1914*, p.209.
- (十一) 前掲 Watkins, S.A. : "Second Generation: Social Purity Feminism" in Appinganesi, R.(ed.), *INTRODUCING Feminism*, p.67.
- (十二) Holton, S.S. 1998: "Now you see it, now you don't: the Women's Franchise League and its place in contending narratives of the women's suffrage movement" in Joannou, M. and Purvis, J.(eds.), *THE WOMEN'S SUFFRAGE MOVEMENT: New feminist perspectives*, Manchester University Press, Manchester, pp.29-30.
- (十三) Rowbotham, S.1978: *Hidden from History*, Pluto Press Ltd., London, p.278.
- (十四) 前掲 Kent, S.K. : *Sex and Suffrage in Britain 1860-1914*, p.184.

- (15) URLhttp://www.bbc.co.uk/history/society_economy/society/protest_reform/pankhurst.shtml
- (16) Castle, B. 1987: "Chronology" in Sylvia and Christabel Pankhurst, Penguin Books, Middlesex, p.10.
- (17) 前掲 Watkins, S.A.: "1903: the WSPU" in INTRODUCING Feminism, Appingnanesi, R.(ed.), p.73.
- (18) URL<http://www.bbc.co.uk/dna/h2g2/albaster/A499872>
- (19) 前掲 Watkins, S.A.: "1903: the WSPU" in INTRODUCING Feminism, Appingnanesi, R.(ed.), p.74.
- (20) Purvis, J. 1998: "Christabel Pankhurst and the Women's Social and Political Union" in Joannou, M. and Purvis, J.(eds.), THE WOMEN'S SUFFRAGE MOVEMENT: New feminist perspectives, Manchester University Press, Manchester, pp.163-4.
- (21) 前掲 Watkins, S.A.: "1903: the WSPU" in INTRODUCING Feminism, Appingnanesi, R.(ed.), p.74.
- (22) Rover, C. 1967: Women's suffrage and party politics in Britain 1866-1914, Routledge and Kegan Paul, p.81
- (23) 前掲 Watkins, S.A.: "1903: the WSPU" in INTRODUCING Feminism, Appingnanesi, R.(ed.), p.76.
- (24) 前掲 Rowbotham, S.1978: Hidden from History, p.295.
- (25) 前掲 Watkins, S.A.: "1903: the WSPU" in INTRODUCING Feminism, Appingnanesi, R.(ed.), p.76.
- (26) URL<http://www.bbc.co.uk/dna/h2g2/albaster/A499872>
- (27) Myall, M. 1998: "No surrender!: the militancy of Mary Leigh, a working-class suffragette" in Joannou, M. and Purvis, J.(eds.), THE WOMEN'S SUFFRAGE MOVEMENT: New feminist perspectives, Manchester University Press, Manchester, pp.174-178.
- (28) Johnson, P. 1996: The Strange Death of Liberal England, Maggibbon & Kee Ltd., London, pp.151-2.
- (29) 前掲 Myall, M.: "No surrender!: the militancy of Mary Leigh, a working - class suffragette" in Joannou, M. and Purvis, J.(eds.), THE WOMEN'S SUFFRAGE MOVEMENT: New feminist perspectives, p.179.
- (30) Atkinson, D. 1998: "Six suffragette photographs" in Joannou, M. and Purvis, J.(eds.), THE WOMEN'S SUFFRAGE MOVEMENT: New feminist perspectives, Manchester University Press, Manchester, p.95.
- (31) 前掲 Purvis, J. : "Christabel Pankhurst and the Women's Social and Political Union" in Joannou, M. and Purvis, J.(eds.), THE WOMEN'S SUFFRAGE MOVEMENT: New feminist perspectives, p.166.
- (32) 前掲 Kent, S.K. : Sex and Suffrage in Britain 1860-1914, p.202.

- (33) URLhttp://www.bbc.co.uk/history/society_economy/society/protest_reform/pankhurst.shtml
- (34) 前掲 Rowbotham, S.1978: Hidden from History, p.295.
- (35) URL<http://www.bbc.co.uk/dna/h2g2/albaster/A499872>
- (36) 前掲 Myall, M.: "No surrender!": the militancy of Mary Leigh, a working - class suffragette" in Joannou, M. and Purvis, J.(eds.), THE WOMEN'S SUFFRAGE MOVEMENT: New feminist perspectives, p.182.
- (37) URL<http://www.bbc.co.uk/dna/h2g2/albaster/A499872>
- (38) 前掲 Watkins, S.A.: "Arrests, Hunger Strikes and Fore-Feeding" in INTRODUCING Feminism, Appingnanesi, R.(ed.), p.78.
- (39) 前掲 Castle, B.: "The Final Years" in Sylvia and Christabel Pankhurst, p.143.
- (40) URLhttp://www.bbc.co.uk/history/society_economy/society/protest_reform/pankhurst.shtml
- (41) Law, C. 1998: "The old faith living and the old power there: the movement to extend women's suffrage" in Joannou, M. and Purvis, J.(eds.), THE WOMEN'S SUFFRAGE MOVEMENT: New feminist perspectives, Manchester University Press, Manchester, p.210.
- (42) URLhttp://www.bbc.co.uk/history/society_economy/society/protest_reform/pankhurst.shtml
- (43) Rosen, A. 1974: Rise up Women! The militant campaign of the Women's Social and Political Union, Routlrdge & Kegan Paul, London, p.77.
- (44) 前掲 Kent, S.K.: Sex and Suffrage in Britain 1860-1914, pp.205-9.
- (45) 前掲 Purvis, J.: "The writing of the women's suffrage movement" in Joannou, M. and Purvis, J.(eds.), THE WOMEN'S SUFFRAGE MOVEMENT: New feminist perspectives, p.2.